

埼玉県警察本部訓令第35号

埼玉県警察機動隊に関する訓令を次のように定める。

昭和44年12月24日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察機動隊に関する訓令

(概要)

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）及び埼玉県警察組織規程（昭和51年埼玉県警察本部訓令第1号）に基づき、埼玉県警察機動隊の

- 編成
- 任務
- 運用

等について定めている。